

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 2月 2日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉保護系計器点検準備作業のため、「原子炉圧力高」信号のリレー端子にジャンパー線を取り付ける際、「原子炉B系自動スクラム」警報の発生が認められたため、対応検討	A	2月2日公表済 (PDF131KB)

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧タービンシールドの搬出事前汚染確認測定時、搬出基準の汚染密度を超える箇所（天板内面）が確認されたため、当該箇所を除染	対象外	
2	1号機	海水取水口バー回転式スクリーン（C・D）の点検時、回転軸とオイルレスブッシュの隙間値に許容値外れが認められたため、当該スクリーン部品を交換	D	
3	1号機	海水取水口バー回転式スクリーン（C・D）の点検時、本体フレーム防食用アルミ陽極棒（3本）に消耗が認められたため、当該陽極棒を交換	D	
4	1号機	海水取水口トラベリングスクリーン（C）トルクリミッタ付サイクロ減速機の手動運転時、過トルクによるトリップが認められたため、当該減速機を点検・修理	D	
5	1号機	6.9kVメタクラ（1D-3）磁気しゃ断器の点検時、しゃ断器開閉回数カウンタの動作不良が認められたため、当該カウンタを点検・修理	D	
6	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却塔（A）冷却ファン（B）において、異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
7	2号機	原子炉停止域水位計の水位発信器計器元弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	2号機	タービン建屋補機冷却系サージタンク補給水力計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	2号機	区分ⅢNo.1の水平展開調査において、主蒸気系トンネル温度高ロジック回路のケーブル端子（2箇所）に接続不良が認められたため、当該ケーブル端子を再接続、対応を検討	B	区分Ⅲ-No.1 関連不適合
10	5号機	発電機固定子冷却水ポンプ予備機起動試験において、吐出圧カススイッチに設定値外れが認められたため、当該圧カススイッチを点検・修理	D	
11	5号機	変圧器防災装置の主変圧器水噴霧給水用ストレーナにおいて、詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
12	5号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器用逆洗空気貯槽出口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	バッテリー室パッケージ空調機（PAC6-4）コントローラにおいて、「エラー」表示の発生が認められたため、当該コントローラを点検・修理	D	
14	集中環境施設	焼却設備（B）排ガス補助ブロウ用電動機の点検時、反負荷側ブラケット軸受ハウジング部の測定値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで